

区画整理だより



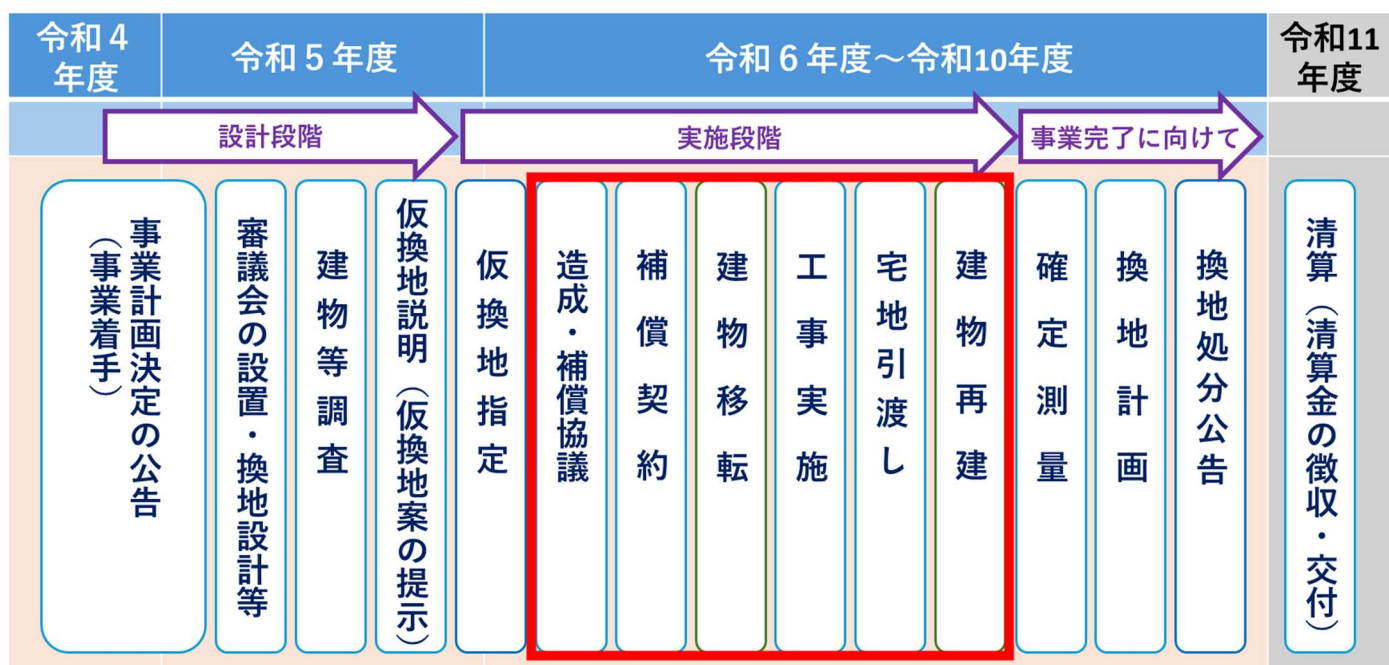
【発行元】 熊本県球磨地域振興局土木部
【発行日】 令和8年10月28日（水）

Vol.12

日頃より青井被災市街地復興土地区画整理事業への御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今回の区画整理だよりでは、「事業の進捗」や「無電柱化に伴う管路敷設工事」などに関する情報をお届けいたします。

1 事業の進捗について

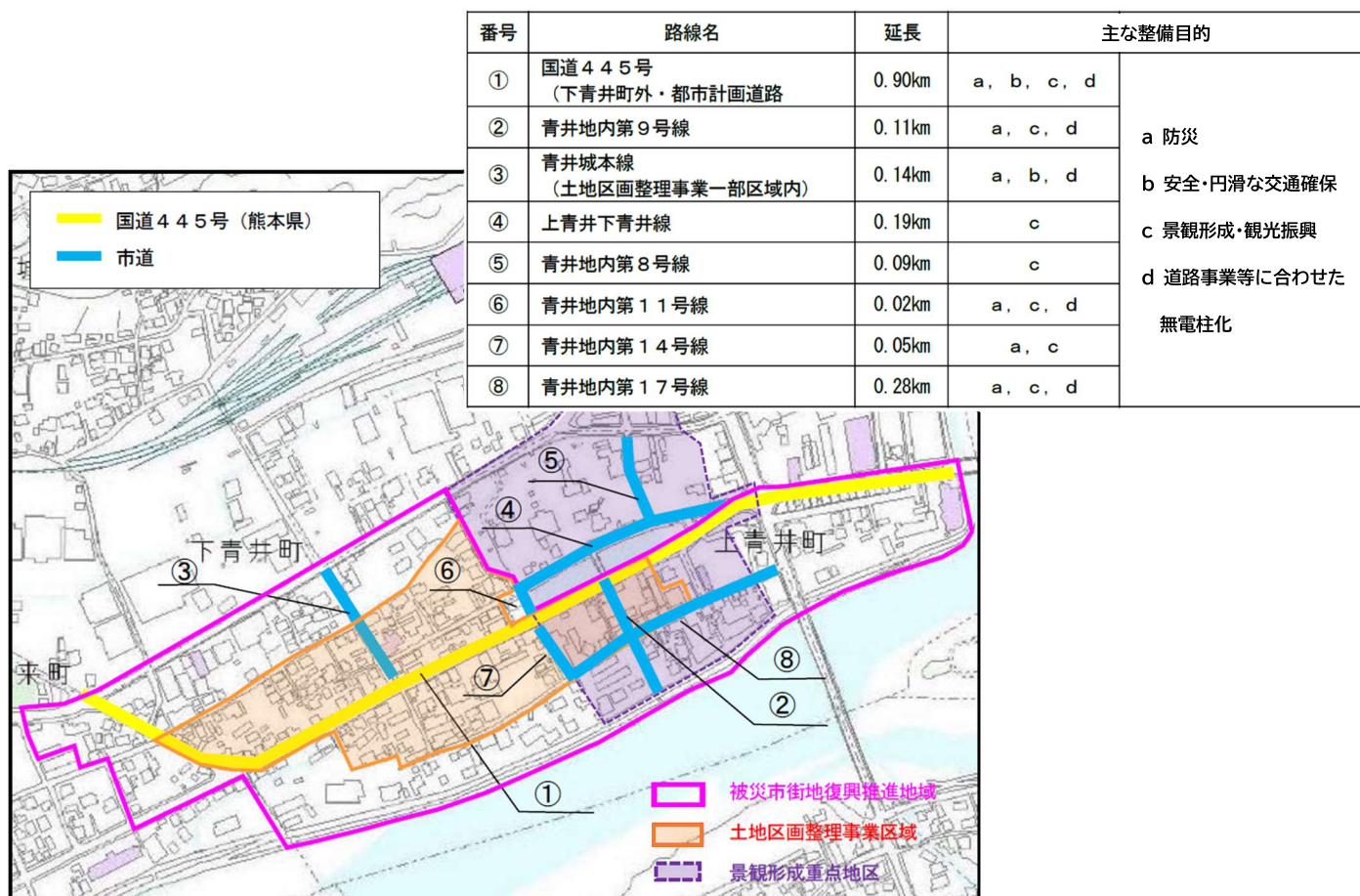


※赤枠は、現在の進捗状況を示しています。条件が整った箇所から順次着手しております。

2 無電柱化に伴う管路敷設工事について

人吉市無電柱化推進計画に基づき、国道445号及び一部の市道につきましては、災害時に救急車や消防車、警察車両の円滑な通行を確保するため、無電柱化を実施いたします。

無電柱化とは、道路の地下空間に電力線や通信線を埋設し、道路上の電柱及び電線を無くすことです。無電柱化計画路線は次ページの図のとおりです。

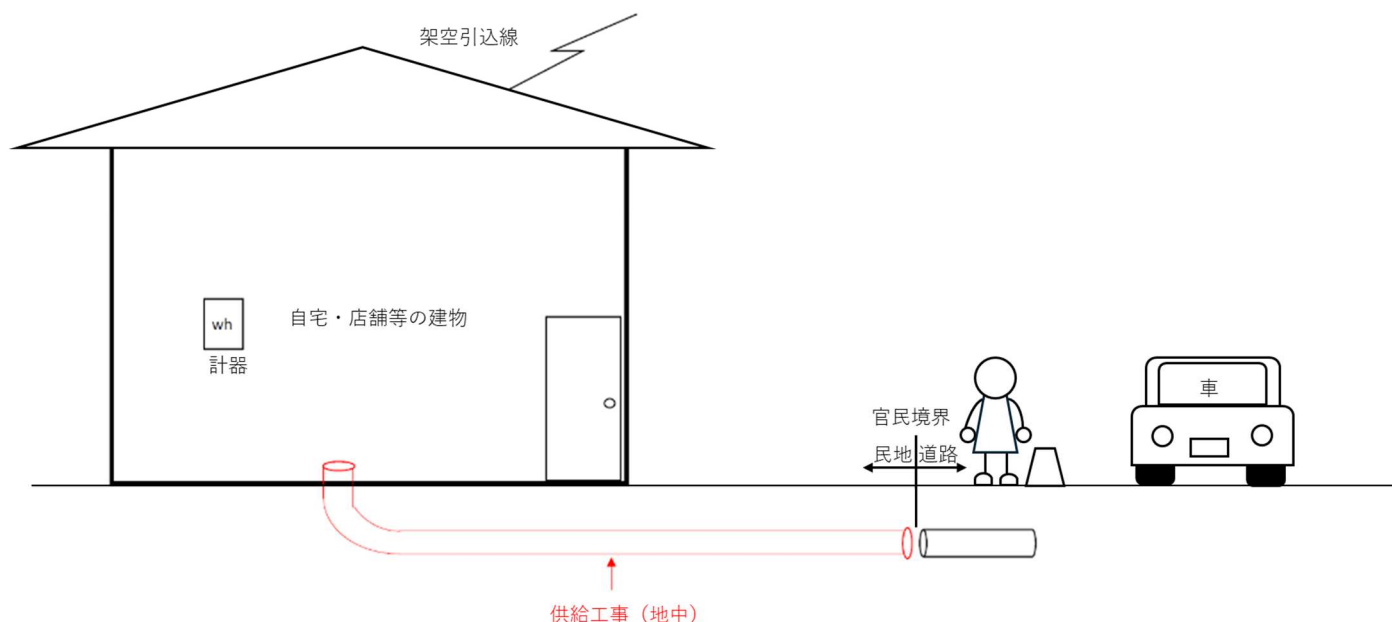


人吉市「人吉市無電柱化推進計画」より引用、一部修正

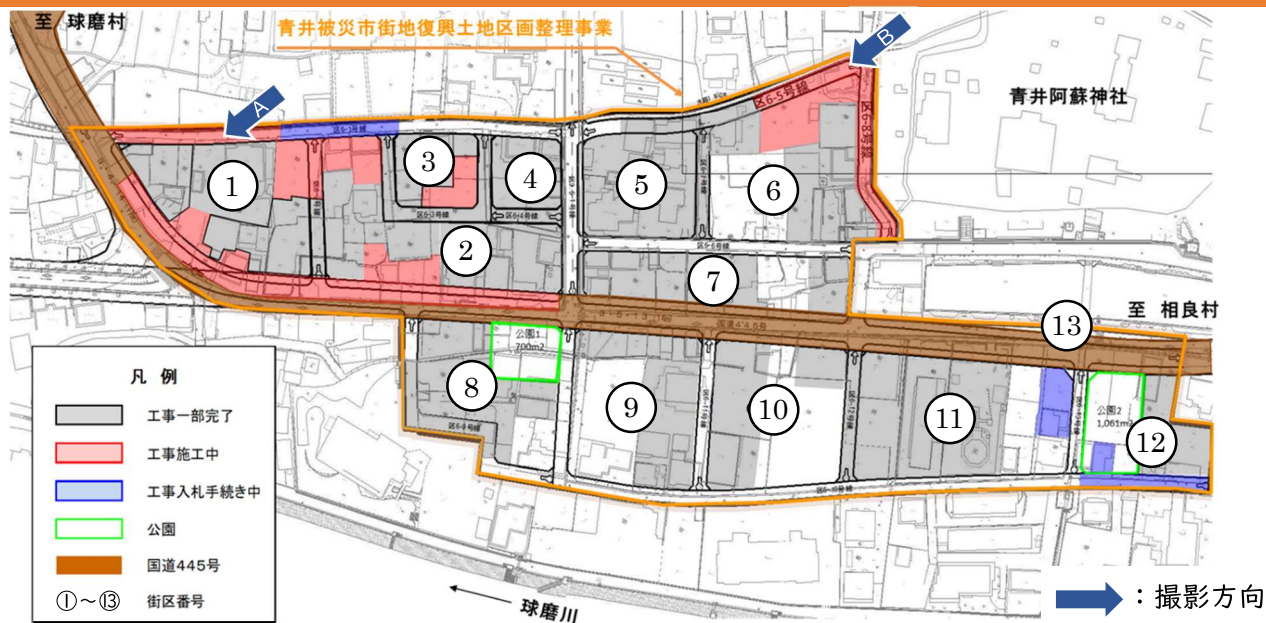
無電柱化に伴い、下図のように、道路の地下に整備された電線共同溝から皆様の宅地、建物の引込口まで、地中を通してケーブルに接続する供給工事が必要となります。

なお、供給工事については、電線管理者である九州電力株式会社、NTT 株式会社、株式会社 QTnet が施工し、権利者の皆様の自己負担はございません。

本年度より、供給の位置等を決定するために権利者の皆様の立会が必要となります。また、立会前には事前に熊本県から御連絡いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。



3 工事の進捗状況について



4 土地区画整理法第76条に係る許可申請について

区域内で建物などの建築を予定されている権利者の皆様におかれましては、建築基準法に基づく建築確認申請の前に、土地区画整理法に基づく許可申請が必要となります。

本申請が必要な行為等

- ①土地の形質の変更（掘削、切土、盛土）
- ②建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- ③重量が5トンを超える移動の容易ではない物件の設置もしくは堆積

本申請が必要な期間

換地処分まで（換地処分公告の翌日から申請不要）

手続の流れ

- ①人吉市 復興建設部 都市計画課へ事前相談
- ②申請書3部を人吉市 復興建設部 都市計画課へ提出

※処理日数は、事前相談後、全ての書類が揃い、人吉市が受付した日から閉庁日を除き、14日程度かかります。

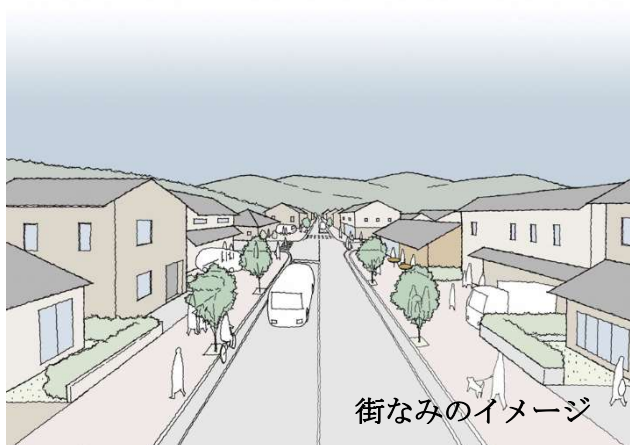
本申請に係る問い合わせにつきましては、人吉市 復興建設部 都市計画課へお願いいたします。（問い合わせ先：0966-22-2111（代表））

4 人吉市からのお知らせ

(1) 青井地区の「景観計画」改定について

青井被災市街地復興土地区画整理事業により、今後、青井地区には新たな街なみが形成されてまいります。

人吉市では、この新たな街なみが国宝青井阿蘇神社周辺の歴史的な雰囲気と調和し、将来にわたって愛される住みよい地域となるよう、「景観計画」の改定（街なみのルールづくり）を進めています。



今回の改定では、当地区を新たに重点地区として追加することを検討しており、皆様のご自宅や店舗を再建される際の基準となる、景観計画および景観ガイドラインの改定を進めています。

(2) 地域の声を生かした街なみのルールづくりに向けて

計画の改定にあたり、実態に即した内容とするため、8月末・9月末に「住民ワークショップ」を開催し、専門家を交え「建物のデザイン」「あかり」「外構・前庭」について意見交換を実施しました。

落ち着いた色彩やあたたかみのある照明など「青井地区らしさ」を大切にする方向で賛同を得る一方で、店舗機能との両立や費用面でのご懸念など、現実的なご意見も多くいただきました。現在、いただいた貴重な声を反映し、生活の実態に即した柔軟な「景観計画・景観ガイドライン」の改定を進めています。

今後、ご自宅や店舗の再建をご検討される際には、愛される魅力的な街なみづくりへのご配慮とご協力をよろしくお願いいたします。



◆お問い合わせ先

熊本県球磨地域振興局土木部 まちづくり工務課、まちづくり用地課

住所：人吉市西間下町86-1 球磨総合庁舎 会議棟2階

電話：0966-24-4250（直通）

ホームページ：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kennan/164736.html>

